

廃棄物関連法令における石綿セメント管更新工事に関する条文一覧

(平成 18 年 10 月 1 日改正)

【廃棄物関連法令における石綿セメント管更新工事に関する条文一覧】
(平成18年10月1日改正)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処理および清掃に
<p>第一章 総則 (目的) 第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(定義) 第二条 2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。 4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。 一 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物</p> <p>(事業者の責務) 第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。</p> <p>第二章 一般廃棄物 第一節 一般廃棄物の処理 (市町村の処理等) 第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。 2 市町村が行うべき一般廃棄物(特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。)の収集、運搬及び処分に関する基準(当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「一般廃棄物処理基準」という。)並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。</p> <p>第三章 産業廃棄物 第一節 産業廃棄物の処理 (事業者及び地方公共団体の処理) 第十一条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。</p> <p>(事業者の処理) 第十二条 事業者は、自らその産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。第三項から第五項までを除き、以下この条において同じ。)の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準(当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる産業廃棄物を定めた場合における当該産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「産業廃棄物処理基準」という。)に従わなければならない。</p>	<p>第一章 総則 (産業廃棄物) 第二条 法第二条第四項第一号の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。 九 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物</p> <p>第三章 産業廃棄物 (産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準) 第六条 法第十二条第一項の規定による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物以外のものに限るものとし、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの及び当該廃棄物を処分するために処理したものを除く。以下この項(第三号イ及び第四号イを除く。)において同じ。)の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。 一 産業廃棄物の収集又は運搬に当たっては、第三条第一号イから二までの規定の例によるほか、次によること。</p>

関する法律施行令	廃棄物の処理および清掃に関する法律施行規則
<p>(産業廃棄物が例として引用する一般廃棄物の条項)</p>	
<p>第二章 一般廃棄物 (一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準) 第三条 法第六条の二第二項の規定による一般廃棄物(特別管理一般廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。)の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 一般廃棄物の収集又は運搬に当たっては、次によること。</p> <p>イ 収集又は運搬は、次のように行うこと。</p> <p>(1) 一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。</p>	<p>(船舶を用いて行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る基準) 第七条の二 令第六条第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第三条第一号二の規定による表示は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める事項を様式第一号により船橋の両側(船橋のない船舶にあつては、両げん)に鮮明に表示することにより行うものとする。ただし、次項に掲げる者については、この限りでない。</p> <p>一 事業者(他の法令の規定により産業廃棄物収集運搬業者とみなされる者及び他の法令の規定により産業廃棄物処理基準に従い産業廃棄物を収集又は運搬する者を含む。以下この条及び次条において同じ。) 氏名又は名称</p>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処理および清掃に
	<p data-bbox="853 857 1436 963">イ 運搬車の車体の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。</p> <p data-bbox="853 1413 1436 1518">ロ 石綿が含まれている産業廃棄物であって環境省令で定めるもの(以下「石綿含有産業廃棄物」という。)の収集または運搬を行う場合には、第三条第一号ホの規定の例によること。</p> <p data-bbox="853 1798 1436 1859">ハ 産業廃棄物の積替えを行う場合には、第三条第一号への規定の例によること。</p>

関する法律施行令	廃棄物の処理および清掃に関する法律施行規則
(産業廃棄物が例として引用する一般廃棄物の条項)	
<p>(2) 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によつて生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。</p> <p>ロ 一般廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。</p> <p>ハ 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。</p> <p>ニ 船舶を用いて一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、環境省令で定めるところにより、一般廃棄物の収集又は運搬の用に供する船舶である旨その他の事項をその船体の外側に見やすいように表示し、かつ、当該船舶に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。</p> <p>ホ 石綿が含まれている一般廃棄物であつて環境省令で定めるもの(以下「石綿含有一般廃棄物」という。)の収集又は運搬を行う場合には、石綿含有一般廃棄物が、破碎することのないような方法により、かつ、その他のものと混合するおそれのないように、仕切りをもける等必要な措置を講ずること。</p> <p>ヘ 一般廃棄物の積替えを行う場合には、次によること。</p> <p>(1) 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、一般廃棄物の積替えの場所であることの表示がされている場所で行うこと。</p> <p>(2) 積替えの場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。</p> <p>(3) 積替えの場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。</p>	<p>三 産業廃棄物収集運搬業者 氏名又は名称及び許可番号</p> <p>3 令第六条第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第三条第一号 二の環境省令で定める書面は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるもの(当該産業廃棄物の運搬に係るものに限る。)とする。</p> <p>一 事業者 次に掲げる事項を記載した書面</p> <p>イ 氏名又は名称及び住所</p> <p>ロ 運搬する産業廃棄物の種類及び数量</p> <p>ハ 運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先</p> <p>ニ 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先</p> <p>三 産業廃棄物収集運搬業者(次号及び第五号に掲げる者を除く。) 第十条の二に規定する許可証の写し及び本法第十二条の三第一項の規定による産業廃棄物管理票(以下単に「管理票」という。)</p> <p>(運搬車を用いて行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る基準)</p> <p>第七条の二の二 令第六条第一項第一号 イの規定による表示は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める事項を車体の両側面に鮮明に表示することにより行うものとする。ただし、次項に掲げる者については、この限りでない。</p> <p>一 事業者 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨及び氏名又は名称</p> <p>三 産業廃棄物収集運搬業者 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨、氏名又は名称及び許可番号(下六けたに限る。)</p> <p>3 第一項各号に掲げる事項については、識別しやすい色の文字で表示するものとし、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨については日本工業規格Z八三〇五に規定する百四十ポイント以上の大きさの文字、それ以外の事項については、日本工業規格Z八三〇五に規定する九十ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて表示しなければならない。</p> <p>4 前条第三項の規定は、令第六条第一項第一号 イの規定による環境省令で定める書面について準用する。この場合において、「船舶」とあるのは「運搬車」と読み替えるものとする。</p> <p>第七条の二の三 令第六条第一項第一号のロの規定による環境省令で定める産業廃棄物は、工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じた産業廃棄物であつて、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するもの(廃石綿等を除く)とする。</p> <p>注) 廃石綿等: 特定管理産業廃棄物として「施行令第2条の四第五号へ」に規定するもの</p> <p>(石綿含有一般廃棄物)</p> <p>第一条の三の三 令第三条第一号ホの規定による環境省令で定める一般廃棄物は、工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じた一般廃棄物であつて、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するものとする。</p>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処理および清掃に
	<p>ニ 石綿含有産業廃棄物の積替えを行う場合には、第三条第一号トの規定の例によること。</p> <p>ホ 産業廃棄物の保管を行う場合には、第三条第一号チ及びリの規定の例によるほか、当該保管する産業廃棄物の数量が、環境省令で定める場合を除き、当該保管の場所における一日当たりの平均的な搬出量に七を乗じて得られる数量を超えないようにすること。</p>

関する法律施行令 (産業廃棄物が例として引用する一般廃棄物の条項)	廃棄物の処理および清掃に関する法律施行規則
<p>ト 石綿含有一般廃棄物の積替えを行う場合には、積替えの場所には、石綿含有一般廃棄物がその他のものと混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。</p> <p>チ 一般廃棄物の保管は、一般廃棄物の積替え(環境省令で定める基準に適合するものに限る。)を行う場合を除き、行つてはならないこと。</p> <p>リ 一般廃棄物の保管を行う場合には、次によること。 (1) 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。 (イ) 周囲に囲い(保管する一般廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。 (ロ) 環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に一般廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他一般廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。</p> <p>(2) 保管の場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を構ずること。 (イ) 一般廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不透水性の材料で覆うこと。 (ロ) 屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた一般廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。 (ハ) その他必要な措置</p>	<p>(一般廃棄物の積替えに係る基準) 第一条の四 令第三条第一号子の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。 一 あらかじめ、積替えを行つた後の運搬先が定められていること。 二 搬入された一般廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。 三 搬入された一般廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。</p> <p>(一般廃棄物の積替えのための保管の場所に係る掲示板) 第一条の五 令第三条第一号リ(1)(ロ)の規定による掲示板は、縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。 一 保管する一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。) 二 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先 三 屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、次条に規定する高さのうち最高のもの</p> <p>(産業廃棄物の積替えのための保管の場所に係る掲示板) 第七条の三 令第六条第一項第一号ホの規定によりその例によることとされた令第三条第一号リ(1)(ロ)の規定による掲示板は、第一条の五の規定の例によるほか、令第六条第一項第一号ホの規定により当該保管の場所において保管することができる産業廃棄物の数量(以下「積替えのための保管上限」という。)を表示したものでなければならない。この場合において、第一条の五第一号中「石綿含有一般廃棄物」とあるのは、「石綿含有産業廃棄物」と読み替えるものとする。</p> <p>(一般廃棄物の保管の高さ) 第一条の六 令第三条第一号リ(2)(ロ)の規定による環境省令で定める高さは、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める高さとする。 一 保管の場所の囲いに保管する一般廃棄物の荷重が直接かかる構造である部分(以下この条において「直接負荷部分」という。)がない場合(第三号及び第四号に掲げる場合を除く。) 当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端(当該下端が地盤面に接していない場合にあっては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線)を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点(当該交点が二以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの)までの高さ 二 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合 次のイ及びロに掲げる部分に応じ、当該イ及びロに定める高さイ 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離五十センチメートルの線(直接負荷部分に係る囲いの高さが五十センチメートルに満たない場合にあっては、その下端)(以下この条において「基準線」という。)から当該保管の場所の側に水平距離二メートル以内の部分 当該二メートル以内の部分の任意の点ごとに、次の(1)に規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、(1)又は(2)に規定する高さのうちいずれか低いもの) (1) 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ (2) 前号に規定する高さ</p>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処理および清掃に
<p>2 事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準(以下「産業廃棄物保管基準」という。)に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。</p>	<p>ヘ 石綿含有産業廃棄物の保管を行う場合には、第三条第一号トの規定の例によること。</p> <p>三 産業廃棄物の埋立処分に当たつては、第三条第一号イ(ルに規定する場合にあつては、(1)を除く。)及びロ並びに第三号ニ及びホの規定の例によるほか、次によること。</p> <p>イ 次に掲げる産業廃棄物(特別管理産業廃棄物であるものを除く。以下「安定型産業廃棄物」という。)以外の産業廃棄物(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)の埋立処分は、地中にある空間を利用する処分の方法により行つてはならないこと。</p> <p>(5) 第二条第九号に掲げる廃棄物(事業活動に伴つて生じたものに限る。第七条第八号の二において「がれき類」という。)</p> <p>ヨ 石綿含有産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、次によること。</p> <p>(1) 最終処分場(第七条第十四号に規定する安行廃棄物の最終処分場に限る。)のうちの一定の場所において、かつ、当該石綿含有産業廃棄物が分散しないように行うこと。</p> <p>(2) 埋め立てる石綿含有産業廃棄物が埋め立て地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。</p> <p>ウ ハからムまでに掲げる基準は、特別管理産業廃棄物であるものについては、適用しないこと。</p>

関する法律施行令	廃棄物の処理および清掃に関する法律施行規則
<p>(産業廃棄物が例として引用する一般廃棄物の条項)</p> <p>(3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。</p> <p>三 一般廃棄物の埋立処分に当たっては、第一号イ(又の規定する場合にあつては、(1)を除く。)及びロの規定の例によるほか、次によること。</p> <p>二 埋立地には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。</p> <p>ホ 埋立処分を終了する場合には、ハによるほか、生活環境の保全上支障が生じないように当該埋立地の表面を土砂で覆うこと。</p>	<p>ロ 基準線から当該保管の場所の側に水平距離二メートルを超える部分 当該二メートルを超える部分内の任意の点ごとに、次の(1)に規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、(1)又は(2)に規定する高さのうちいずれか低いもの)</p> <p>(1) 当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該保管の場所の側に水平距離二メートルの線を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点(当該交点が二以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの)までの高さ</p> <p>(2) 前号に規定する高さ</p> <p>(産業廃棄物保管基準)</p> <p>第八条 法第十二条第二項の規定による産業廃棄物保管基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。</p> <p>イ 周囲に囲い(保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。</p> <p>ロ 見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。</p> <p>(1) 縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。</p>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処理および清掃に

<p>関する法律施行令</p> <p>(産業廃棄物が例として引用する一般廃棄物の条項)</p>	<p>廃棄物の処理および清掃に関する法律施行規則</p>
	<p>(2) 次に掲げる事項を表示したものであること。</p> <p>(イ) 産業廃棄物の保管の場所である旨</p> <p>(ロ) 保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)</p> <p>(ハ) 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先</p> <p>(ニ) 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、次号ロに規定する高さのうち最高のもの</p> <p>二 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>イ 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。</p> <p>ロ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた産業廃棄物の高さが、保管の場所の各部分について次の(1)及び(2)に掲げる場合に応じ、当該(1)及び(2)に定める高さを超えないようにすること。</p> <p>(1) 保管の場所の囲いに保管する産業廃棄物の荷重が直接かかる構造である部分(以下この条において「直接負荷部分」という。)がない場合 当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端(当該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線)を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点(当該交点が二以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの)までの高さ</p> <p>(2) 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合 次の(イ)及び(ロ)に掲げる部分に応じ、当該(イ)及び(ロ)に定める高さ</p> <p>(イ) 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離五十センチメートルの線(直接負荷部分に係る囲いの高さが五十センチメートルに満たない場合にあつては、その下端)(以下この条において「基準線」という。)から当該保管の場所の側に水平距離二メートル以内の部分 当該二メートル以内の部分の任意の点ごとに、次の(i)に規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、(i)又は(ii)に規定する高さのうちいずれか低いもの)</p> <p>(i) 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ</p> <p>(ii) (1)に規定する高さ</p> <p>(ロ) 基準線から当該保管の場所の側に水平距離二メートルを超える部分 当該二メートルを超える部分内の任意の点ごとに、次の(i)に規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、(i)又は(ii)に規定する高さのうちいずれか低いもの)</p> <p>(i) 当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該保管の場所の側に水平距離二メートルの線を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点(当該交点が二以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの)までの高さ</p> <p>(ii) (1)に規定する高さ</p> <p>ハ その他必要な措置</p>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処理および清掃に
<p>(産業廃棄物管理票)</p> <p>第十二条の三 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者(中間処理業者を含む。)は、その産業廃棄物(中間処理産業廃棄物を含む。第十二条の五第一項において同じ。)の運搬又は処分を他人に委託する場合(環境省令で定める場合を除く。)には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者(当該委託が産業廃棄物の処分のみに係るものである場合にあつては、その処分を受託した者)に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票(以下単に「管理票」という。)を交付しなければならない。</p>	

<p>関する法律施行令</p> <p>(産業廃棄物が例として引用する一般廃棄物の条項)</p>	<p>廃棄物の処理および清掃に関する法律施行規則</p>
	<p>三 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。</p> <p>四 石綿含有産業廃棄物にあつては、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>イ 保管の場所には、石綿含有産業廃棄物がその他のものと混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。</p> <p>ロ 覆いを設けること、梱包すること等石綿含有産業廃棄物の飛散防止のために必要な措置を講ずること。</p> <p>(産業廃棄物管理票の交付)</p> <p>第八条の二十 管理票の交付は、次により行うものとする。</p> <p>一 当該産業廃棄物の種類ごとに交付すること。</p> <p>二 引渡しに係る当該産業廃棄物の運搬先が二以上である場合にあっては、運搬先ごとに交付すること。</p> <p>三 当該産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、数量及び受託者の氏名又は名称が管理票に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。</p> <p>四 中間処理業者(次号に規定する場合を除く。)にあつては、次条第一項第八号及び第九号に規定する事項について、交付又は回付された当該産業廃棄物に係るすべての管理票に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。</p> <p>五 中間処理業者(当該産業廃棄物に係る処分を委託した者が電子情報処理組織使用事業者である場合に限る。)にあつては、次条第一項第八号及び第十号に規定する事項について、当該産業廃棄物に係るすべての第八条の三十一の二第三号の規定による通知に係る事項と相違がないことを確認の上、交付すること。</p> <p>六 交付した管理票の控えを、運搬受託者(処分受託者がある場合には、処分受託者)から管理票の写しの送付があるまでの間保管すること。</p> <p>(管理票の記載事項)</p> <p>第八条の二十一 法第十二条の三第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 管理票の交付年月日及び交付番号</p> <p>二 氏名又は名称及び住所</p> <p>三 産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地</p> <p>四 管理票の交付を担当した者の氏名</p> <p>五 運搬又は処分を受託した者の住所</p> <p>六 運搬先の事業場の名称及び所在地並びに運搬を受託した者が産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地</p> <p>七 産業廃棄物の荷姿</p> <p>八 当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地</p> <p>九 中間処理業者(次号に規定する場合を除く。)にあつては、交付又は回付された当該産業廃棄物に係る管理票を交付した者の氏名又は名称及び管理票の交付番号</p> <p>十 中間処理業者(当該産業廃棄物に係る処分を委託した者が電子情報処理組織使用事業者である場合に限る。)にあつては、当該産業廃棄物に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び第八条の三十一の二第三号に規定する登録番号</p> <p>十一 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その数量。</p> <p>2 管理票の様式は、様式第二号の六によるものとする。</p>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処理および清掃に
<p>第五節 産業廃棄物処理施設 (産業廃棄物処理施設)</p> <p>第十五条 産業廃棄物処理施設(廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。</p>	<p>(産業廃棄物処理施設)</p> <p>第七条 法第十五条第一項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。</p> <p>十四 産業廃棄物の最終処分場であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 第六条第一項第三号ハ(1)から(5)まで及び第六条の五第一項第三号イ(1)から(6)までに掲げる産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所 ロ 安定型産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所(水面埋立地を除く。) ハ イに規定する産業廃棄物及び安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所(水面埋立地にあつては、主としてイに規定する産業廃棄物及び安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所として環境大臣が指定する区域に限る。)

関する法律施行令	廃棄物の処理および清掃に関する法律施行規則
(産業廃棄物が例として引用する一般廃棄物の条項)	